

No.19

2003年1月発行

# 淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## CONTENTS

- 第19回琵琶湖部会の内容……………P.1
- 琵琶湖部会意見聴取試行の会の概要(11/4開催)……………P.6
- 琵琶湖部会意見聴取試行の会の概要(11/9開催)……………P.12
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.18
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.19

平成14年11月9日(土)に第19回琵琶湖部会  
平成14年11月4日(月)9日(土)に  
琵琶湖部会意見聴取試行の会が開かれました。



【彦根プリンスホテルにて】



【ピアザ淡海にて】

琵琶湖部会意見聴取試行の会

## 第19回琵琶湖部会 委員リスト

2002.11.9現在  
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京大大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	-

部会長からの依頼により出席されている琵琶湖部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会 淀川部会

注:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。

## 第19回琵琶湖部会の内容

第19回琵琶湖部会では、委員会および委員会WGの活動状況について報告が行われたあと、提言(素案021028版)に関する意見交換が行われました。また、住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)に関しても議論が行われました。

### 第19回琵琶湖部会(2002.11.9開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時: 2002年11月9日(木) 13:30~16:50  
場 所: 彦根プリンスホテル 2F プリンスホール  
参加者数: 委員15名、河川管理者15名、一般傍聴者84名

#### 1 決定事項

第20回琵琶湖部会(12/14予定)について、開催の有無、開催する場合の議論内容は、部会長と部会長代理に一任する。委員は、今のところ部会が開催されるつもりで予定に入れておく。

#### 2 審議の概要

他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

資料1-1「委員会および各部会、WGの状況(中間とりまとめ以降)」、資料1-2「委員会WG結果概要」をもとに、他部会および各委員会WGの活動状況等について報告が行われた。

最終提言に関する意見交換

・今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料2-1-2「淀川水系流域委員会 提言(素案021028版)」をもとに、説明が行われた後、意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・新たな河川整備の理念について、「2000余年におよぶ川づくりの大転換」との記述があるが、せいぜい明治以来の川づくりを変えよとの理解であり、言い過ぎではないか。  
環境への配慮から、従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。  
もっと基本的・根本的な考え方から変えていく必要がある。(リーダー)
- ・提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながる。
- ・水質に関する記述は、別項目を立てて内容を充実させるほうがよい。

地域特性など具体的な議論がそれほど深まっていなかったので項目を立てるのは難しい。

・三田村委員(一般意見聴取・反映検討班リーダー)より、資料2-3「住民意見の聴取・反映に関する提言(一般意見聴取WG素案021101版)」について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・提言の中で、意見聴取等の対象としている「関係住民」や「住民」について、定義する必要があるのではないか。  
河川法上という「関係住民」よりも解釈を広げ、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。(河川管理者)

・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政と流域委員会はも

う少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「河川環境の現状と課題について、以前の琵琶湖部会で議論されたように、浅い水域の喪失は「外来魚を増加させる」のではなく、「在来魚を減少させる」との旨の記述に改める方がよい」との発言があった。

### 3 主な意見

最終提言に関する意見交換

< 河川整備の理念（川づくりの大転換） >

- ・3章「新たな河川整備の理念」の最初に、「2000余年におよぶ川づくりの大転換」との表現がある（3-1ページ 2行目）が、明治以降の治水や利水のあり方を変えるという趣旨ではないか。項目4-6ではダムのあるあり方についてこれまでの延長でいく案とそうでない案の2案が出されており、考え方に一貫性がない。なぜ「大転換」という表現をしたのか。

500年ほど前から、日本国民は常に水と闘ってきた。最近では近代的な工法で水害をなくす工夫がされてきたが、結果的にはなくならなかった。治水面と利水面の開発を続けていけば、環境もだめになるし、また現在の行き詰った状況を打開していきたいという気持ちからこの表現とした。（リーダー）

ダムのA案、B案の話のつながりや、論理的一貫性についてはどう思うか。

提言素案は各執筆者で独立に書かれているため、2つの案の調整が取れていない。また、提言は一貫性を重視するよりも、できるだけ「願望」を述べる部分であってほしいと思う。（リーダー）

- ・「大転換」という言葉は、環境への配慮から従来の治水・利水の在り方を変えるべき、との理解ではだめか。（部会長代理）

「今までの方法のこの部分だけ変える」というのではなく、もっと基本的な考え方から変えていく必要がある。（リーダー）

「2000余年におよぶ～」の記述は少し大きめで、個別の論理的なところで矛盾があるかもしれないが、自然を管理できると過信したことが問題であるといった自然観の転換を図るという点は賛成。

- ・たとえ提言の内容と、現在の住民の意識や社会の仕組み、法制度との間に、齟齬や葛藤があっても、それを克服しようとする動きが新しい仕組みづくりへつながることもある。これまでの延長上で若干変化させていくより、齟齬や葛藤があることを前提に提言づくりをしていけばいいのでは。

< 利用について >

- ・一般の人々にとって高水敷の利用、河川の利用というのは生活の中で大きなウエートを占めている。素案で「認めない」など断定的に書いているのは修正すべき。

川でなければできない利用は認めており、全面的に川を遊びに使ってはダメと言っているのではない。

< 河川環境について >

- ・河川環境の理念としては多様性を高めていくと理解しているが、どの辺が目標とすべきレベルなのか、実際の具体的な姿が見えてこない。理念としてはわかるのだが。

実際は良くわからないということであるが、長い歴史の中でその場所に創られた自然の持つ多様性と機能にできるだけ近づけていくということである。

- ・水質問題は、今後の整備計画において非常に重要だと思う。水質については項目4-6「水質管理のあり方」という新しい項目を立てて内容を充実させたほうがよい。

水質WGは他のWGより設立が遅く、地域特性などについての具体的な議論はそれほど

深まっていないので、項目を立てるのは難しい。

- ・漁業権の行使において資源維持は最低限必要で、稚魚の放流は継続的に実施していく必要がある。したがって、項目4-4「河川利用計画のあり方」(7)産業的な利用の中の漁業部分について、「稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考えかたを改め」(4-10ページ12行目)という表現を何らかの文章に変えてほしい。

魚の増殖は大事だと思うが、それが放流と同じであるかはわからない。漁業組合の方など水産関係の人に議論を深めてもらう必要がある。（部会長）

< ダム案2案（A案・B案）に関する主な意見 >

- ・今日の琵琶湖部会では、委員全員にA・B案どちらを支持するかを確認しなくていいのか。今日を逃せば、部会委員全員の意思を確認する場がない。先日の猪名川部会では委員全員の意見を確認された。部会としてどういう方向であったかを確認する必要はないのか。

A案もB案も結論的には大きな違いはないし、どちらかに態度を決めるのは酷なような気がする。13日までに一本化する素案は、限りなくB案に近い内容となると思ってもらっていいので、その素案に異論のある人は意見を聞かせてほしい。（リーダー）

B案の中の「計画・工事中のダムについても、新規ダムに準じた取り扱いを」(4-17ページ25行目)という表現は、「準じる」の基準が見えにくく、もう少し総合的な判断が必要といった旨を書くのがいいの迷うところ。書ききれないならA案を支持する。

全く個人の意見だが、提言というものは筋が通っていて分かりやすいということが必要と感じる。皆さんが、A案とB案の内容が大変似ていると考えるなら、B案の方がわかりやすい。B案のとおりでと言っているのではない。（部会長）

B案を支持するが、ダムには非常に膨大な予算がつかまされるので、B案にコストの問題も記述してほしい。

A案にはコストの問題が入っている。個人的な意見を言うと、A案はいろいろな案を総合的に考えている点で、研究者・技術者の立場から賛成。ただし内容が非常にわかりにくい。はじめから絞り込んでいるB案には抵抗がある。（部会長代理）

B案ぐらいにはっきり記述したほうがいい。ただし、(2)の「計画・工事中のダム」については、そもそも建設を国が地域にお願いしたといった経緯があり、もう少し配慮が必要なのでそのような点を数行追加する提案をしたい。

住民意見の聴取・反映に関する提言に関する意見交換

< 住民の定義に関する主な意見 >

- ・河川管理者が作成する原案に対して、住民から意見を言う機会を十分に提供してほしい。それであればこそ、この委員会が個別の地域の状況が十分把握できていない状況のもとで理念の転換など思い切った提案ができるのだから。

- ・提言の中に「流域住民」と「住民」という言葉が使われているが、この2つの意味に違いはあるのか。また「住民」の定義を教えてください。

住民の前に「流域」をつけるかどうかはあまり議論しておらず、「流域住民」という言葉は多分不用意に使われている。「住民」の定義は特にない。（一般意見聴取WGリーダー）

「住民意見の聴取」としての提言であれば、当然対象として何らかの住民の集合体を考慮しているはずだ。「住民」の定義をあいまいにして「住民意見の聴取・反映」と表記した提言を出すことに疑問を感じる。

その件についてはWGでも議論があった。例えばダム建設が森林の減少などにより地球温暖化に関わるとなると、影響を受ける住民の範囲は非常に広い。そのため、極めてぼかした表現を採用した。（一般意見聴取WGリーダー）

「市民」というのは価値観がはっきり入っている概念。これに比べると「住民」というのは「そこに住まいする人」という意味しか持っていない。議論の幅を残す意味であえて価値観がはっ

きり出ない「住民」という表現がいいと思う。

- ・河川法ではどのように住民を定義しているのか。

河川法条文では、「関係住民」という書き方をしている。「『改定河川法の解釈とこれからの河川行政』（建設省河川法研究会編著 ぎょうせい）」という本では、「『関係住民』とは、河川整備計画が対象とする河川と関係のある地域の住民であり、計画の内容によって様々であるが、基本的には、洪水の氾濫想定地域や流域の住民を想定している。本川に関係のない支流の整備計画については、当該支流に関係する住民である」と書いてある。国としてはどここの住民といった関係住民を限定するという意識はなく、全国どこからでも意見を受け付ける意思はある。（河川管理者）

- <流域センター・川の守り人（もりびと）の定義、位置づけに関する主な意見>

- ・中間とりまとめで使われていた「河川レンジャー」という言葉を「川の守り人」という言葉に変えた理由は2つある。1つは人と自然を分離して管理する自然保護概念が存在するアメリカでは「レンジャー」という言葉が森林保護官や森林管理官という意味で使われており、自然を守りながら利用するという日本の自然観と違うと考えられたから。もう1つは、既に制度的に「レンジャー」という言葉が使用されているので、あえて和語を使う方がいいとの見解からである。
- ・流域センター設置や川の守り人の創設などは、アイデアは面白いが、行政が創設してそこに入るというのは甘えが感じられ、行政と流域委員会はもう少し独立・対峙すべきものであるため、河川管理者への提言に入れるべきではない。また計画の継承・推進のための機関というのも本来はオンブズマンで行うべきもの。再度整理していただきたい。

#### 一般傍聴者の発言

最終提言の「2-4 河川環境の現状と課題」の記述（2-4ページ 28行目）について、「浅い水域の喪失はオオクチバス（俗称ブラックバス）、ブルーギルなどの外来魚の繁殖適水域を格段に増大させる要因にもなっている」とあるが、以前琵琶湖部会でも発言したが、外来魚の繁殖域が増えたことよりも、在来魚の繁殖適水域が減ったことを強調すべきだ。（一般傍聴者）

個人的意見だが、変更したほうが良さそうだ。（部会長）

#### 4 その他

河川管理者（河川調査官 村井氏）からの報告

琵琶湖部会とも関係があると思うので事前に報告したい。

流域委員会では、淀川水系の国の直轄区間の整備計画について議論していただいていたが、計画を策定するにあたっては指定区間と呼ばれる府県の管理区間との関係についても考える必要がある。これまで、府県に意見を言ってもらう機会はなかったため、一度、指定区間の河川管理者として府県が流域委員会の議論に対して意見や質問を行う機会を設けていただけるように、11月13日の拡大委員会で要請するつもりである。（河川管理者）

河川管理者としての府県の質問を受けるかについては、委員会できちんと扱わなければいけない問題だろう。私個人としては、国土交通省を経由しての申し入れはお受けするべきではないと思う。（部会長）

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



### 説明資料一覧

#### 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B19-A
資料1 - 1	委員会および各部会、WGの状況（中間とりまとめ以降）	B19-B
資料1 - 2	委員会WG 結果概要	B19-C
資料2 - 1 - 1	提言とりまとめの経緯	B19-D
資料2 - 1 - 2	淀川水系流域委員会 提言（素案021028版）	B19-E
資料2 - 1 - 2補足	提言要旨（案）	B19-F
資料2 - 1 - 3	最終提言素案（021028版）目次の対照表	B19-G
資料2 - 2	主要項目に関する論点および一般意見	B19-H
資料2 - 3	住民意見の聴取・反映に関する提言（一般意見聴取WG素案021101版）	B19-I
資料3	10月～12月の委員会、部会、運営会議の日程について	B19-J
参考資料1	委員および一般からのご意見	B19-K
参考資料2 - 1	最終提言（素案021028版）に関する委員からのご意見	B19-L
参考資料2 - 1補足	最終提言（素案021028版）に対するご意見（追加分）	B19-M
参考資料2 - 2	最終提言への意見（2002年10月） ：第4回委員会最終提言作業部会（021024開催）資料3より抜粋	B19-N

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.19の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっておりますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

## 琵琶湖部会意見聴取試行の会(11/4開催)の概要

開催日時：2002年11月4日(月) 13:30~16:30  
テーマ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」  
場所：ピアザ淡海 3F 大会議室  
参加者数：委員8名 意見発表者5名 一般傍聴者79名

### 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者5名に、各20分ずつご意見をうかがい、その後各10分程度委員との質疑応答が行われた。その後、三田村リーダーの提案により、全員参加による意見交換が行われた。

### はじめに(琵琶湖部会 一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー)

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の1つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのよいか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

### 一般からの意見発表と質疑応答

#### 1. 服部健一氏：「ふるさと大石」

- ・瀬田川とともに歩んできた大津市大石地区(旧粟田郡大石村)の歴史と自然を紹介したビデオ「ふるさと大石」が上映された。
- ・約40年前、天ヶ瀬ダムが建設された。当時は、ダム建設をめぐり、建設省地建案や滋賀県案など、さまざまな案をもとに議論されていたような記憶がある。結局、多目的ダムとなった。地元では1日3~4回、大きな声で発電のための貯水池内の水位上昇を知らせる放送が行われた。
- ・水質の保全が必要。これ以上琵琶湖の水質が悪化すると、孫達の世代に引き継げない。昭和54年以降、琵琶湖の富栄養化防止条例が制定されるなど、水質改善への動きが見られるようになった。将来へ向けてより一層きれいな水を取り戻すためにも、住民一人一人が水質汚濁の防止やCO<sub>2</sub>削減など環境保全への意識を高めていかねばならない。また、水質改善のためには早急に下水道の普及率を100%にしてほしいと思う。

#### ▶ 主な質疑応答

委員 大石地区と天ヶ瀬ダムとの位置的なつながりについてお聞きしたい。

発表者 大石はダムの上流にある。大石地区にはかつて緑豊かな田園地帯が広がっていたが、ダムの建設によって一部水没地域、また一部危険地域として買収された。

委員 ダムによる水位上昇の影響で、何か記憶に残っていることはありますか。

発表者 国が買収した土地が放置され、セイタカアワダチソウが増殖した。今は地元の要望をうけてセイタカアワダチソウをなくすために、駐車場やテニスコート等に整備されたと聞いて

いる。

委員 佐久奈渡神社の下で水位が上がったという話があったが、それは、ダムができたあとの話か。

発表者 ダムができる前からそういう状況だった。現在は上流の信楽川で氾濫が起こっても、瀬田川洗堰での流況調節や下流の土砂浚渫により、増水することは少なくなっている。

委員 若い時から今までの間、大石周辺の水質に変化があったと思われませんか。

発表者 子供の頃はモロコなどがたくさん釣れ

た。最近は外来魚は釣れるがモロコなどはほとんど釣れない。



### 2. 正田政郎氏(大津市議会議員)：「大戸川ダム建設の推進について」

- ・大戸川は、暴れ川に例えられるように古来より氾濫の歴史を繰り返してきた。災害の経験を持つ1人として、また水没地域の人と深い関わりをもっている1人の住民として、これ以上の被災は耐え切れないので、ダムを推進したい。
- ・これまで国は地元に対してダムの推進ばかりを唱えてきた。水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画も決定され、住民の移転も既に完了した。ダム建設促進に理解と協力を示してきた地元としては、ダム建設に大いに期待している。もしダム建設が中止されることになれば、行政への不信感が増幅するだろう。
- ・大戸川流域は、京阪神の近江米の一等米を生産する肥沃な穀倉地帯である。一度、豪雨に見舞われれば、山地からの土砂流出で農家が大きな被害を被る。また営農には、安定した水供給は欠かせない。これまでも、堆積した土砂の排出に多くの労力と、多額の経費を支出してきた。
- ・地域特性を考えると、浸水を受け入れる治水事業の方向転換は容認できない。河道改修では洪水被害の防止にならないし、遊水地の確保についても住民の合意形成は不可能である。この地域では、ダム建設こそが国民の生命と財産を守れる唯一の方策であると考えている。

#### ▶ 主な質疑応答

委員 ダム問題については、まだ流域委員会としての結論は出ていない。長野県のようにダムの建設を全面的に否定しているわけではない。地域の特性やこれまでの経過など様々な問題を斟酌しなければ結論は出せない。

発表者 長野のような話があると住民としても不安を覚える。また、将来的には川幅を広げる方針があるとも聞いているが、それではこれまでに堤防の改修や圃場整備をしたことの意味が

なくなり、住民の理解は得られない。それを言っておきたかった。

委員 水害が起こった原因について、もう少し詳しくお聞かせください。

発表者 ここ50年で大戸川の堤防決壊を3度体験しているが、やはり伐採による保水力の低下にあると思う。

委員 昭和57年は、砂防事業が既に行われてい

たと思うが、災害時にその効果は出ているのか。  
発表者 砂防事業として常緑樹とマツが植林されたが、松くい虫にやられた。もう一度、植林が必要である。



### 3. 長田征利氏（大津市議会議員）：「大戸川の管理を国の直轄化で」

- ・大戸川流域は、国の直轄の大戸川ダムと滋賀県が管理している瀬田川の峡間に分けられる。田上山山系は、杉や檜の良材が広く分布していたことから、古代から平城京や東大寺の建立に利用された。それが山地の荒廃を招いた。
- ・荒廃した山地では、降雨の度に多量の土砂が流出し、大戸川支流の河床を押し上げ、また下流の瀬田川へも流入し、度重なる洪水被害を招いた。明治以降、砂防事業の効果が現れているものの、いまだ天神川、宮川は田上山から流出する土砂により天井化が著しい。大戸川ダムの建設によって洪水被害の軽減は期待できるが、下流の土砂堆積における耕作地への被害には依然として不安が残る。
- ・「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」における土砂管理の解決策には賛同する。大戸川ダム直下から瀬田川までの6 kmの区間については、「治水・利水を含めた土砂管理の一元化」を図るべきであり、県の管理よりは国の直轄での管理がもっとも適切である。市議会でもこの議題は取り上げている。

#### ▶ 主な質疑応答

発表者 国に管理してもらった方が住民の要望に早急に対応頂けると考えている。

委員 田上山にはマツが植林されているとのことだが、マツ以外の植林も必要ではないか。

発表者 植林は全てマツであり（注）、スギやヒノキはない。花崗岩の砂地であり、一部の谷あいのをぞいてスギやヒノキは育たない。

委員 治山に関して、林野関係の方とも一緒に取り組んでおられるのか。

発表者 田上山を育てる会という組織もでき、行政と住民が協力してやっている。

委員 大戸川ダムが完成した場合にも堆砂につ

いては問題になると思うが、そのようなことについて説明は受けられているか。また今の砂防ダムの土砂の管理はどこが行っているのか。

正田氏 堆積した砂を山林や荒廃した田畑に持っていく等の計画がある。そのための道路整備等も既に着工されている。

委員 第2名神高速道路の予定路線にも近いが、その関係で、何かあればお聞きしたい。

正田氏 ダム、県道の付け替え、第2名神、連絡路、ジャンクション、全てが集まっている。関係各局と協議し、調整を十分に行っているつもりである。

注：この発言に対して、一般傍聴として参加されていた近畿地方整備局琵琶湖工事事務所の方より「一部、広葉樹の植林が行われているところもある」との補足発言があった。

### 4. 横川正己氏（滋賀県漁業協同組合連合会）：「過去をベースに水質基準の設定を」

- ・本日は、生産量日本一を誇る琵琶湖のアユ漁に関してお話をさせていただきたい。漁連としての意見を集約したわけではなく、一部個人としての意見も含まれていることをお断りしておく。
- ・アユは一年魚である。琵琶湖のアユ漁は、アユの生育サイクルに合わせて、昔からの漁業者の知恵を生かした伝統的な漁法がなされている。
- ・アユの産卵期は8月～10月頃で、稚魚期である晩秋から「定置網漁」が始まり、沖合に移動する年明けは「沖曳き(チュウビキ)網」、護岸へ移動する春は風物詩にもなっている「追いさで漁」、初夏の川へ遡上する時期には「梁(やな)漁」といように、季節によって漁法が変わる。また琵琶湖の漁は、海と違って乱獲すると資源が枯渇することもあり、待ち受け式が基本である。
- ・昭和40年代から、琵琶湖の水利用が進んできた。水がぬるんでくる4、5月の時期に、逆水によって水を取られ、川に水がなくなる問題がある。
- ・取られた水が川に戻されることもあるが、代掻きの水がそのまま出てきて、水の色が変わってしまう。この影響が湖まで及ぶ。代掻きの時期に出た濁水が大きな塊となって護岸に流れる。魚がそれを嫌がって動かため、漁業にも影響が出る。
- ・我々漁連は、自然を相手に、自然の恵みに依存した生活を送っており、その意味でもこの流域委員会の環境保全への取り組みに高い関心を持っている。
- ・流域委員会では、20～30年先の整備の方針を検討されると聞いているが、今をベースにするのではなく、水質がきれいだった昔の時代に立ち返って、具体的な目標や基準を考えてもらいたい。

#### ▶ 主な質疑応答

委員 お話の内容は良く分かる。アユは琵琶湖の状態を示す代表的な指標である。復元に向かう方向で考えてみたいと思っている。

委員 琵琶湖の変化について、湖中で起こっていることを示す具体的な例などあればお教えいただきたい。

発表者 漁師に聞いた話では、魚網をほんの数時間浸しただけで、かなり汚れがひどくなる場合があるようだ。

委員 琵琶湖に入ってくる河川で起こったこと

は、必ず琵琶湖の魚なり、漁師の生活にも影響する。だから、少なくとも琵琶湖に流入する河川の上流でやることは、慎重にやってほしいという理解でよいですね。

委員 お話の大きなポイントとして、農業排水は琵琶湖の水質に致命的な問題という指摘があった。国では、農業と水産関係は農林水産省として同じ組織だが、自治体では別になっている。行政が相互に協力してもらわなければ、農業排水の問題は克服できない。

委員 環境問題は、その範囲が多岐に渡るため、複数の省庁・部署間での合意形成が重要となる。例えば濁水の問題なら、どんな形の合意形成があればよいと思われるか。

発表者 ケースバイケースではないか。現実に行っている問題をベースにそれに合わせた協議の場をどう作るのかという議論からするしかないのではと思う。

委員 昭和50年代から漁業が不振になったと思



うが、それは主に農薬が影響しているとお考えなのか。

発表者 「農薬の影響だ」と言っている漁業者もたくさんいるが、個人的には化学物質だけの影響とも思えない。川の濁り方が5年、10年前と今では随分変わったというイメージが強い。

委員 ダムや堰堤のある川の下流では、アユは

悪い状態になっている。ダムを作ると流れる水の量が一定になり、これが問題である。水が多く流れないので鮎の遡上ができない。さらに岩場などに生えていた藻もはえなくなっている。特に京都の木津川はひどい。アユを放流しても生存率は20数%と低く、体長も小さい。河川が悪い状態になっているのは確かだ。

#### 5. 東郷 尚氏（NPO郷土を愛する会）：「河川レンジャーと流域センターの創設提案に賛同・支持したい」

- ・新河川法では新たに「環境」が柱として加わった。これからは、川は生物の生息・生育の場であることを認識し、健全な水環境を回復させるために、地域住民と協働して河川を守っていかねばならない。
- ・滋賀は琵琶湖を持つ「環境こだわり県」で、「びわこ地球市民の森づくり」への参加や、「野洲川河川愛護モニター」の活動を通じて、水の大切さを知る一方で河川が抱える問題にも直面した。
- ・淀川水系流域委員会が提唱している「河川レンジャー・流域センター」の設置に賛同したい。川の監視や子供達への環境教育といった人の営みが、川を一本の帯として、また自然と共生する地としての有効利用につながる。そして、川を守ることが琵琶湖を守ることにつながる。

#### ▶ 主な質疑応答

委員 河川レンジャーとは、どういう形に関わりたいとお考えなのか。

発表者 野洲川に広い河川敷があり、公園が完成予定なので、そこに流域センターのような拠点を作れば、将来的に対岸の町も含めて1本の川を帯のように一体化した空間としてみることができる。そこで、定年退職した人達が中心となって、河川の監視を行ったり、子供達に環境教育等を行ったらよいのではと思い、賛同している。

委員 現在は、河川の管理は行政の方で行われているが、住民が河川管理を担うとなれば、治水や利水等の問題やいろいろな人たちの利害調整についても自分たちが主体となって行う必要もでてくる。住民側でそういうところまでやりたいと思われているか、教えてほしい。

発表者 最近、道路や河川の問題について、住民が参加しやすい気風が行政から出ており、

住民の意識も変わってきている。そうなれば、おのずと責任感も生まれてくると思う。

委員 野洲川のつけかえ事業の前後の変化について、何か感じられたことはあるか。

発表者 川が氾濫しなくなった反面、住民に、川は大事なものであると同時に恐ろしいものであるという恐怖感がなく危機意識が希薄化している。



三田村リーダーから意見発表者に対して、「これまでの発表を聞かれて、改めて意見を言われたい方はご発言頂きたい」との提案があり、3名の発表者から意見が出された。

長田氏 水質を昔の基準に戻すことには賛同する。昔は川の水をそのまま飲んでも大丈夫だったし、子供でも簡単に魚が獲れた。今は外来魚ばかりで、フナも獲れない。県民あげて努力すれば何とかなるかもしれない。ぜひとも琵琶湖の保全に傾注していただけるような方策を展開していただきたい。

正田氏 農業用水の問題については、農家の採算性も含めて根本的なところから考える必要が

ある。農業を維持するためにどうすればよいのか、生産者だけではなく、皆で考えて頂きたい。服部氏 木津川の水質が悪いと言われた委員にお尋ねしたい。瀬田川、宇治川はどうか。水質の回復が見込めるのか。

委員 木津川については、アユの生存率から見ると一番悪い、という意味である。そういう見方をすると、瀬田川や宇治川はまだましな方である。

#### ■ 一般傍聴者から意見聴取

- ・「瀬田川に浮遊するゴミ対策として、ネットを水面に張りめぐらせ、ゴミを根こそぎ取ることはできないか」という提案があった。
- ・「福井県の敦賀市では、トンボの楽園となっている中池見湿地を守るため、消費者が無農薬野菜や有機野菜を購入し、従来型の農業をサポートしている」との紹介があった。

#### ■ 本日の試行の会についてのまとめ

- ・今回の試行で、当初の目的を達成できたかどうかは疑問であるが、ある意味意見聴取の在り方が浮き彫りにされた部分もある。最終提言の中で、一般意見聴取の反映方法について意見を述べるにあたっては、これまでの取り組みを総括し、その成果を反映していくことが重要と思われる。今回の試行と次回の試行もあわせて、各委員には意見聴取の在り方を考えてもらいたい。（三田村リーダー）

## 琵琶湖部会意見聴取試行の会(11/9開催)の概要

開催日時：2002年11月9日(土) 9:30~12:30  
テーマ：「あすの琵琶湖とその集水域の水管理に向けて」  
場所：彦根プリンスホテル 2F プリンスホール  
参加者数：委員12名 意見発表者6名 一般傍聴者84名

### 試行の会の概要

公募によって選出された意見発表者3名に、各20分ずつご意見をうかがい、各10分程度委員との質疑応答が行われた。その後三田村リーダーの提案により、当日会場に傍聴に来られていた一般の方から飛び入りでの意見発表を募った結果、3名の方より希望があり、各10分ずつ意見発表がなされた後、委員及び発表者全員による意見交換が行われた。

### はじめに(琵琶湖部会 一般意見聴取・反映検討班 三田村リーダー)

あすの琵琶湖のあるべき姿と周辺の水管理の在り方を探る、というテーマで2回目の意見聴取の試行を行う。流域委員会の設置目的の1つに、「関係住民等の意見の反映方法について意見を述べる」というものがある。琵琶湖部会ではこれまで幾度か住民の方や行政関係者にお話を伺ってきたが、どのような方法で関係住民の意見を吸い上げていくのよいか、まだ結論は出ていない。意見聴取の対象者、テーマ、聴取の形態によって多様な方法が考えられるが、今回のような試行を通して良い方法を検証していきたい。

なお、今回は前回とは少し違った方法を試みたい。本日会場に来られている一般傍聴者の方にも、意見発表を募りたいと思う。

### 意見発表者からの主な意見

#### 1. 今村忠彦氏(EPCS環境計画市民会議 代表) :

「マネジメントシステムの導入と既存の取り組みや技術の活用を」

- 大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会状況は、様々な問題を引き起こした。消費財的価値が重要視され、自然などお金に換算できない価値は損なわれてきた。今後は、価値の根底からの見直しと、ソフトウェア的な発想が重要となる。
- 一般に自然環境保全を訴える場合、2つのパターンに分けられる。1つは、人の手から自然を遠ざけることにより自然を保護しようという考え方。2つは、自然と人間の共存共栄の道を探するという考え方。どちらも間違っていると言うわけではないが、二律背反的、対症療法的な解決方法になっていないか。
- 私はNGO活動を通して、日本人がまだ苦手としているマネジメントプログラムを河川管理において確立し、河川管理における自然保護や住民参加の問題に関しても、プログラムを実施して解決するのが望ましいと考えている。
- 中間とりまとめの中に、河川管理者レンジャー制度というものがあり、ソフトウェア的取り組みとして非常に評価できる。しかし、職業化するなら、長年にわたって川や湖を守ってきた建設業の人達を置き去りにしないでほしい。

- 建設業を中心に結成されたCESAは、環境アセスメント、地域の方との交流、発注者・企業・地域住民・NPOの連携支援、公共事業へのマネジメントシステムの導入促進などを目的に活動しているNPO団体である。河川レンジャーと似た取り組みを自主的に行ってきた。
- 流域委員会で決められたことを実現するには、現場の担い手となる技術者や技術者とともに歩む地域の方の協力が必要である。既存の取り組みや技術を多いに活用していただきたい。

### ▶ 主な質疑応答

委員 現場の意見や技術が大切だとのことだが、これまでの活動の中で、実際に住民の意見を聴き、提案して改善できた具体的な事例はあるか。

発表者 米原駅前で、地域の住民が「トトロの森」を造られていて、その附近地が土砂崩れをおこした。修復のための技術は「トトロの森」にふさわしいものではなかったため、マネジメントプログラムを実施することで、地域の住民とその子ども達に修復事業に参加してもらい、法面に地域種を植えるなど現段階で可能な事業改善ができた。

委員 河川レンジャー制度には、積極的に参加を表明してもらってよいと思う。ただ、石組みなど自然を生かした本来の川づくりといった新

しい技術の開発にも取り組んでもらいたい。

発表者 参加している業者もまだ少なく、期待に応えられるほどの技術はないが、これから努力していきたい。



### 2. 足田忠夫氏(愛知川川づくり会議) : 「行政の縦割り、水質問題等について」

- 昔は、祭りや消防、商店街の役員などの活動を通して若者が地域の街づくりに協力していた。生活に使う水を、つるべで汲み上げるのも子供の仕事だった。私は、地元で川づくりの会議に出るようになり、水は命の源であり、有り難みを感じるようになった。
- 琵琶湖の水は、周辺の清流から流れ込む。昔は豊かだった川の水も、琵琶湖総合開発以降はダムや工場、レジャー施設の建設により、瀬切れや水枯れが起こっている。私の家の近く(八日市)にもダムがあるが、農業用ダムであるため飲料には使えず、琵琶湖逆水と地下水の汲み上げで飲んでいる。
- ダムのある川の水は、水が動かないため腐ってしまう。もはや、清流は琵琶湖に流れ込んでいない。そのためか、地域の人は水のない川から遠ざかってしまった。川で遊ばないし掃除もしない。
- 平成2年、愛知川のダムがあふれて、一人が死亡するという災害が起こった。聞けば、農業用のダムなので、常に満杯にしておかねばならないという。ダムなのに治水の機能を持たせることもできない。特に川づくり会議に参加して、縦割り行政の限界を感じる。
- フランスのセーヌ川の橋は一つ一つデザインが違い、橋にはデザインした人の名前が刻まれている。日本においても、地域の子供達が描いた夢の橋をもとにデザインし、名前を刻むくらいのことをすればいい。河畔の植樹も地域の人の声を聞いて行えばよい。そうすれば、川に対する夢が持てるのではないか。

▶ 主な質疑応答

委員 土地改良について。地域の人は自ら資金を出してまでやっているが、今のシステムでは水利用・水質ともに問題がある。改善するためには、地域での合意形成も必要だが、どうすれば合意できるだろうか。

発表者 排水が琵琶湖に流入する前に、水質浄化作用が働くようにしなければならない。まず、琵琶湖を汚さないために、まず水を腐らせないことだ。

委員 行政では農業、林業など縦割りになっているが地元では全てがつながっている。用排水分離については、補助金の関係で全国一律の方法を採用せざるを得なかった。30年前の行政的な決定のツケがまわってきている。やはり、地元から改善点について声をあげて要望を出すことが大事である。

委員 永源寺第2ダムの計画は賛成できない。もう、滋賀県にはそこにしか清流は残っていない。八日市市民も琵琶湖の水を飲んでいるのか。

発表者 八日市市では、琵琶湖の水と地下水を

ブレンドして飲んでいる。愛知川には、ダムがあるが、農業用のダムだから飲めない。大阪や京都など下流ならまだしも、八日市に住んでいるのに何故、琵琶湖のくさい水を飲まねばならないのか。ダムの管理はもっと柔軟にすべきだ。

委員 水が動かないと腐るという話についてだが、腐ると言うより赤潮状態に近づくといったほうがよい。経験的に言えば、夏場はおおよそ1週間でプランクトンが発生し、冬場は2週間くらいか。ただ、最近はダムの滞留時間も考慮されているようだ。



3. 竹田勝博氏（ヨシ業4代目）：「美しい湿地・内湖を取り戻したい」

- ・湿地は、神秘的で、静かで、じめじめしていて蚊や虫も多く、人々から嫌われ、価値がなく、開発によって目に見える経済生産性を高めることが良いこととされて、干拓、埋立開発されてきた。しかし湿地は、近年、地球上最も生産力が高い生態系であると言われ見直されている。また、広い食物連鎖と豊かな生物多様性から、生物学的にも貴重であり、水や化学物質の循環において、高い自然浄化能力を有している。
- ・湿地が持つ機能は様々である。種の多様性、文化的特異性、地下水の安定、洪水調節、岸辺の安定化や浸食防止、堆積物と毒性物質の貯留、栄養分の循環・貯留、気象の安定、水上輸送、レクリエーション、漁業、農業、水供給などである。
- ・内湖の多くは干拓され、また、琵琶湖も埋め立てられた。その結果、両方の干拓面積を合わせると、瀬田川洗堰の放水量毎秒30m<sup>3</sup>/sで、20日分に匹敵する計算となるが、それだけ琵琶湖の保水面積が小さくなっている。また現在、小中の湖の干拓排水が西の湖に流されているが、濁水が堆積して浅くなって、浚渫している。非常にムダなことをしている。
- ・ラムサール条約では、湿地の価値の評価、内地の復活が提言されている。干拓は農林サイドで進められてきたが、米余りで転作が増え、干拓の役割は終わった。干拓を内湖に戻し、自然が育む湿地・内湖の浄化力によって、豊かな自然を取り戻したい。

▶ 主な質疑応答

委員 勉強になった。小中の湖の水が西の湖へ汲み上げられているとの話があったが、本当か。

発表者 毎日泥が入っておりそれを浚渫している。西の湖には流入河川が少なく、水の流れや循環機能が働かないため、浮遊物が沈殿してしまう。こういう問題も含めて、対策を考えていただきたい。

委員 早崎内湖や津田内湖など、内湖を再生する取り組みが行われているが、竹田さんから見て回復に適した場所は他にあるか。例えば、大中の湖の場合は、既に農家が400件ほどあるため回復は難しいと思う。

発表者 確かに津田内湖は、回復に非常に適した場所である。農家の問題については、生産調整が行われているし、転作面積を減らすことも

必要。極論だが、農地を買い上げてでも自然環境を守るといような取り組みをしてもよいと思う。人間が行ってきた過去のあやまちを、根本から考え直す時期に来ているのではないか。



三田村リーダーの提案により、会場にいられていた一般傍聴者に、飛び入りでの意見発表を募り、その結果3名の方から希望を受け付けた。発表者席にて、順に各10分程度意見発表が行われたあと、参加者全員による意見交換が行われた。

4. 北村又郎氏（高月町長）：「高時川沿岸の治水・利水対策を」

- ・20世紀後半の反省点は多々あるが、大きく変化した自然環境を無視して、そのまま元の自然に戻そうという考え方には無理がある。
- ・国土交通省のデータによると、時間雨量100mm以上の降雨を記録した大雨は、平成5年までは2~3年に1回の頻度だったが、平成6年以降は、年間で10回程度になっている。治水対策における住民の不安が増している。
- ・高時川沿岸は、昔から洪水に悩まされてきた。利水は地下水に頼っているため、夏場は湯水を繰り返している。沿岸の住民の生活を守るために、ダムは必要である。また、上流にダムをつくり一定量の水を流してもらえれば、魚も棲めるようになるのではないか。
- ・ダムを作らず堤防強化で洪水対策を行っても、高時川の全長約40kmの堤防を全て改修すると、県の2カ所の土木事務所の年間予算で1000年もかかるという試算がある。こんな話を聞くと、住民の不安は増すばかりだ。
- ・私には町長として地域住民の安全と安心を確保しなくてはならない責務がある。環境保全も大切だが、現実の問題を考えれば、治水・利水も大切であることを、再認識してほしい。

## 5. 酒井研一氏（滋賀県議会議員、湖北土地改良区理事）：「丹生ダムは治水・利水上必要」

- ・高時川は暴れ川である。昭和初期に高時川を改修したが、当時百姓だった私の父は、地域の皆さんと大不況のおり、毎日河川改修へ足を運び、蛇行していた河道に砂を盛り堤防を作った。今の堤防は当時のもので、非常に脆く、地域住民が必死に守ってきた。今日までよく持ち耐えていると思う。
- ・また、高時川の下流では、河川の下に田川カルパートにて流れる全国にない天井川であり、堤防が屋根よりも高く、一度氾濫すると大変な被害を被る。このような状況では、住民は安心して暮らせない。
- ・琵琶湖は、近畿1400万人の水がめである。滋賀県は、琵琶湖の水位を下げて下流の府県に水を供給している。渇水になっても大きな被害が出るし、洪水になっても瀬田川洗堰の放流を止めるため、浸水被害が出る。県民は、苦しみを積み重ねてきた。
- ・自然環境の保全も大切だが、環境を考えるならば生活環境や福祉環境など、地域住民の生命、財産を守る全ての環境を重点に考えていただきたい。丹生ダムの実現によって、治水、利水の不安を解消したい。これが、地元住民・先祖伝来の永年にわたる願いであり、私達住民は意見を引き継いでいる。



## 6. 鳥塚五十三氏（南浜漁業協同組合代表理事組合長）：「漁業者と農家の利害調整を」

- ・平成13年、姉川では54億尾、石田川で68億尾、琵琶湖へ流入する河川管理者で総産卵量170億尾が、水産試験場がまとめたアユのふ化、流下尾数の実績である。
- ・かつては、110億尾を誇った河川でも、現在は維持流量がまったくない。本年度あたりはたまたま雨が降ると魚が遡上して産卵を始めるが、すぐに瀬切れが起こり、ほとんどが死ぬ。その死んだ魚を鳥が食べる。
- ・地球規模の異常気象を目の当たりにしている昨今、洪水時や渇水時の問題も含めて、いかにして互いの利害を調整しつつ、共存すべきかを考える必要がある。
- ・農業排水の問題は、濁水のリサイクル施設を作れば解決できる。また因果関係はまだはっきりしないが、農薬の問題も深刻だ。ここ10年くらいは、田植えが終わり除草剤が撒かれた後である6月ごろから7月まで、変形した魚が現れている。このことは、私の会社において、県外のダム湖で琵琶湖より放流された稚アユが産卵ふ化し、自生しているアユを採捕して、アユの冷水病なり変形魚を比較してすでに実証済みである。
- ・頭首工では、非かんがい期においても、維持管理用水という名目で多量の水が取水されている。用水路では水があふれているのに、本流では瀬切れが起こる。これはほとんど琵琶湖へ流入する一級河川でおきている。こんな不合理な話を通るような状況で、水利権優先も含めて見直していただかないと、本当に河川整備計画が成り立つのか、考えてもらいたい。

## ▶ 主な質疑応答

正田氏 私は愛知川の会議に出て、会議資料がすべてコンサルタント会社によって作られていることを知った。説明もコンサルタント会社が行い、県事務所は開会と閉会をやるだけ。資料の出元を県の人に尋ねても知らない。これでは何も変わらない。ダムに賛成するなら、どうすれば皆が共存できるかを考えるべきだ。すべてコンサルタント会社の思いどおりではないか。金儲けを取るのか、人間の生命をとるのか。もっと知恵を出し、原点に返って考える必要がある。

北村氏 歴史に残っているだけでも400回の洪水があった。祖先が苦しんできたことを、子供達にこのまま伝えていいのか。これがダムが必要だとする理由の原点である。丹生ダムは、愛知川の農業用ダムとは状況が違う。

酒井氏 ダムは昔からの願いだ。高時川の下流は、洪水期には橋のすぐ下まで水が来ている。堤防は貧弱だ。かといって堤防強化も河床掘削もできない。やはりダムしかない。地域の住民の生命、財産を守ることも考えてほしい。

委員 たしかに歴史的な洪水については認識している。ただ、丹生ダムの目的として大半は利水にウエイトが置かれており、洪水期でも治水は23%である。実質下流が生命線を握っているため、上流の人が思うような操作はできない。そう考えると、ダムを作らない治水対策や異常渇水時の水補給を考える必要がある。

酒井氏 滋賀県には利水ダムはほとんどない。地

下水は工場が利用するため無理である。ダムがあれば維持用水が保たれる。丹生ダムがないと県民の利水は成り立たない。新しい時代の水質を守るダムにすればよい。

委員 河川を巡る議論は、琵琶湖の変化から考えることが重要である。長期的に琵琶湖の保全と治水・利水も含めた人の営みをどうするか。全てを一体として慎重に考える視点が重要である。

鳥塚氏 琵琶湖のアユの種苗は全国で買われ、一時は75%のシェアを持っていたが、今は40%にまで下がった。琵琶湖の水質悪化で鮎苗の評価が下がったその上に、ダムの水では魚は生き残れない。かと言って、渇水では漁業者は困る。近代技術を用いて水質を改善しないと漁師は生き残れない。

委員 酒井、北村両氏にお聞きしたい。丹生ダムの完成が余呉町の昔からの願いであることは知っている。しかしそれは、子供達には伝わっているのか。また、子供たちもダムの完成を願っているのか。

北村氏 子供達との話し合いは意図的にはやっていないが、学校の教材に洪水の歴史等が描かれている。

酒井氏 土地改良区では、頭首工の見学など子供達の教育に関する行事を行っている。改良区の役割や水質保全の必要を教えている。また、親の世代は、水防の経験もあるし、子供達には伝わっているはずである。

## ■ 一般傍聴者から意見聴取

一般傍聴者からの意見はなかった。

## ■ 本日の試行の会についてのまとめ

- ・今回は飛び入りで意見発表者を募ったが、3名の方から申し出をいただいたことは非常に良かったと思う。意見聴取の在り方の1つの手本になったと思う。
- ・現地で意見交換をやる際もフリーディスカッションの場は必要だと考えられる。本日いただいた貴重な意見は、できるだけ提言の中に盛り込んでいきたい。
- ・各委員には、計2回の試行を踏まえ、望ましい意見聴取の在り方や改善すべき点等をお書き頂き提出願いたい。

## これまで開催された委員会および部会等について

第19回琵琶湖部会(平成14年11月9日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回	H13/2/1(木)	第1回	H13/5/11(金)	第1回	H13/5/9(水)	第1回	H13/5/23(水)
第2回	H13/4/12(木)	第2回	H13/6/8(金) (現地視察)	第2回	H13/6/2(土) (現地視察)	第2回	H13/6/7(木) (現地視察)
第3回	H13/6/18(月)	第3回	H13/6/25(月) (現地視察)	第3回	H13/7/6(金)	第3回	H13/6/21(木) (現地視察)
第4回	H13/7/24(火)	第4回	H13/8/22(水)	第4回	H13/8/9(木) (現地視察)	第4回	H13/8/7(火)
第5回	H13/9/21(金)	第5回	H13/10/12(金)	第5回	H13/8/11(土) (現地視察)	第5回	H13/10/9(火)
第6回	H13/11/29(木)	第6回	H13/11/1(木)	第6回	H13/8/19(日) (現地視察)	第6回	H13/12/18(火)
第7回	H14/2/1(金)	第7回	H13/11/20(火) (現地視察)	第7回	H13/9/10(月)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第8回	H13/12/21(金) '意見聴取の試行のための会'	第8回	H13/10/31(水)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第9回	H14/1/24(木)	第9回	H13/11/26(月)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第10回	H13/12/17(月)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第11回	H14/3/13(水)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第12回	H14/4/7(日)	第12回	H14/2/5(火)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第13回	H14/5/12(日)	第13回	H14/3/14(木)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第14回	H14/4/5(金)	第14回	H14/10/1(火)
		第15回	H14/6/17(月)	第15回	H14/5/27(月)	第15回	H14/10/17(木)
		第16回	H14/7/4(木)	第16回	H14/6/24(月)	第16回	H14/11/8(金)
		第17回	H14/8/8(木)	第17回	H14/7/31(水)		
		第18回	H14/10/3(木)	第18回	H14/9/24(火)		
				第19回	H14/10/29(火)		

その他	設立会	H13/2/1(木)	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)
	発足会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		

## 当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



### 郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会  
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。 ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL ( )

E-mail ( )

お名前( )

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込  
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛  
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 井上、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。  
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。  
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。 必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名( )

ご住所(〒 )

TEL ( )

E-mail ( )

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する      2. 希望しない

## 淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.19

2003年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。